

当連盟の法人化の意義と現在の取り組み状況

2023.11.20 理事会

2021年11月理事会において、一般社団法人化に向けて、検討を開始することを確認した。総務部、広報渉外部を中心に検討を開始しており、2022年1月理事会において中間報告を行い、2023年4月には今期役員任期中の法人化への念頭において、会長の交替や役員の選出を進めてきた。同時に法人化検討委員会を、正副理事長を中心に構成して、具体案を練ることとしてきた。7月の新人戦の際には、日学榎田専務理事、西井法務委員長にも相談の上、作業を進め、司法書士相談も行い、下記に述べる通り、定款と基本規程整備にめどを持つに至った。

本日の理事会では、再度法人化の意義を共有しつつ、具体的な一般社団法人設立と、現任意団体としての学連からの業務移行の段取りについて説明するとともに、日学に示す予定の定款及び基本規程原案を提示する。

1. 一般社団法人とは

現在は任意団体（権利能力なき社団）であるが、一般社団法人となると、どういう変化があり、メリットがあるかを明確にする。

(1)一般社団法人とは

- ・「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年制定）に基づく。
- ・社団とは一定の目的をもって結成した人の集団。設立すれば法人格を取得する。
- ・営利を目的としていないことが条件であるが、公益の有無は問われず（収益事業は可能）、ただし剰余金を分配できない。
- ・2名以上の社員によって設立可能。主たる事務所の所在地を管轄する法務局に登記を行うことで設立可能。その際、公証人による定款の認証が必要。法定費用として11～12万円が必要と言われている。
- ・意思決定は機関において行う。その機関として、社員総会（会社でいう株主総会）と理事会（会社でいう取締役会）を置く=総会や理事会にいっそう重要になる（法的意味をもつ）。

(2)一般社団法人化のメリット

- ・権利能力を有することになるので、法律上の権利・義務の主体となるとともに、その地位が客觀化されるため、以下のメリットが想定される。

- 1)広告依頼の信頼性向上、
 - 2)体育館確保の際の信頼性向上、
 - 3)様々な補助金等へのエントリーの可能性拡大、
 - 4)企業等との契約、金融機関の口座開設等においての信頼性向上など
- ・メリットの一方、義務や責任も大きい。
- 1)社員や役員の選任の手続きや権限を明確化するとともに、法的な責任を有する。
 - 2)会計、記録（議事録などを含む）等事務手続きが煩雑になる（正確さを求められる）

3)法的な責任を果たす義務が高まる（契約内容に沿った履行など）

⇒トータルにガバナンス（統治）力量を、理事・学生委員ともに高める必要がある
すなわち、総務、財務、広報渉外を中心に理事・学生委員の運営への関わり強化が必要
以上のこと踏まえて、2021年11月理事会にて、社会の趨勢から当連盟の一般社団法人化は重要と判断して、約2年にわたる取り組みを重ねてきた。なお、この進捗は毎年度の定期総会においても報告を重ねている。

2. 当面必要なこと

①定款が必要。現在の規約の内容を取り込み、法令に沿った定款整備が必要。

→日学、関東男子、関西男子学連の先行例に学び、別紙のとおり、成案となっている。

②法令上、定められた社員総会（社員）、理事会（理事）をどのように構成するかを検討する必要がある。

→すでに、会長、副会長を理事として、理事会構成員としてきた。

→会長職は名誉職ではなく、一般社団ではその代表となることに対応した会長選出を行った。

→現在35~40名の理事構成について、現在の役員構成を前提にして、責任・権限を明確にして一定の精選を行い、一方多くの関係者の協力を得られる運営とする。

*具体案は定款に反映－別項のとおりとする

→社員（現在であれば各チーム主務）の選出手続きや届け出・管理、学生委員会の位置づけなどについても整理が求められる（定款で整理）

→議事録はじめ、様々な総務的な事柄の適正化とルールに則った運用に備える必要がある（マニュアル化）。議事録の形式などの調整、資料の保管、財産（資産）の管理も課題（運営管理本部の課題）

現行の運営を踏襲することを基本としつつ、現行規約、内規を見直し、定款及び基本規程の作成を行い、日学との協議を経て、法務局登記を行う必要がある。

3. 主なポイント

定款案は別紙のとおりであるが、次の4点について、現在の仕組みから変更する点を述べる。

(1) 正会員と社員

- ・当連盟の登録するチームを単位として、そのチームに所属する人を正会員とする。
- ・各チームは正会員名簿を所定のルールに沿って学連に届ける必要がある。
- ・各チームは、正会員のなかから1名を社員として選出する。この社員が一般社団法人の意思決定に関する議決権を有する。
- ・社員は社員総会に出席し、議決に加わるとともに、学連運営に参画する。

*現在の総会は各チームから主に主務が出席しているが、法人化後は、チームで選出さ

れた者（社員）が出席することになる。

(2)社員総会と理事会、常任理事会

- ・社員総会は通常 1 年度に 1 回開催され、学連の最も重要な事項の意思決定を行う。日常的な運営において決定が必要な事項は理事会に委ねられる。また理事会に提案する事項の整理や運営上の調整事項は理事会の下に置かれる常任理事会において行われる。
- ・社員総会には、各チームで選出された社員が出席する。

(3)理事会体制

- ・社員総会において、日常的な運営にあたる役員を選出する。会長、副会長、専務理事、三本部長、各部の部長・副部長、監事を役員という。
- ・会長が学連を代表し、副会長はその補佐となる。日常運営は理事長が統括し、そのもとに三本部長、各部の部長・副部長を置く。
- ・現在の理事会体制のうち、別表の範囲を役員とし、それ以外の者は専門委員とする。
- ・学生委員は理事会に陪席するが、理事とはせず、各専門部会に属して活動する。

(4)監事の選任

- ・監事は学連の運営が適正に行われているかを監督する立場となる。2 名を配置し、総会及び理事会に陪席する（議決権はない）。

4. 今後の予定

- ・11/20（月）理事会 理事の皆さんへの提示、意見や疑問の集約 11/30まで
- ・12月上旬 日学西井法務委員長へ原案送付
- ・12月上旬～中旬 日学との折衝
- ・その後 公証人役場への申請
- ・1月に申請準備、設立
- ・4月1日より事業を一般社団に移行
- ・移行終了後、2023 年度決算がまとまった段階で任意団体は解散し、一般社団へ継承

5. 本日の理事会で確認したい事項

- ・法人化の意義の理解と今後の進め方及び日程について了解を得ること
 - * 年度内に一般社団を立ち上げ、現組織との並行期間を置き、4月から一般社団にすべてを継承し、5月に予定される社員総会での決算承認を経て現組織は解消する
- ・学連名称について「全関西大学女子バスケットボール連盟」（KWIBA）とすること
 - * 実印、銀行印、認印を作成する必要があること、ロゴの検討が必要であること
- ・設立時社員について、現会長および理事長、副理事長の 5 名とすること
 - * 証明書類等の収集が必要となること

(以上)